

## 令和元年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：令和2年3月26日（木）

午後1時から午後3時まで

場所：宮城県行政庁舎17階

1701会議室

### 1 開会

（司会）

ただいまから令和元年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会させていただきます。

本日は、西出委員、若生委員、田中委員が所用のため欠席されるとの御連絡を頂戴しております。なお、本日の委員会につきましては、13名中10名の委員の皆様にご出席いただきまして、半数以上御出席をいただいておりますことから成立していることを御報告いたします。なお、本日傍聴される方はいらっしゃいませんが、本委員会は公開しておりますことを申し添えさせていただきます。また議事録につきましては、皆様にご確認いただきました後に公開させていただくこととしておりますので、御協力をお願いいたします。なお、御発言につきましてはマイクを準備しておりますので、そちらを使用して御発言くださいますようお願い申し上げます。

### 2 挨拶

（司会）

それでは、当委員会の開会に当たりまして、宮城県環境生活部次長の小松より御挨拶を申し上げます。

（小松環境生活部次長）

皆様こんにちは。小松でございます。本日はよろしく御願いいたします。委員会の開催にあたり、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は年度末そしてコロナ対策等お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、昨年12月の委員の改選にあたりましては、引き続き委員に御就任いただき、3名の方々には新たに御就任いただき、ありがとうございます。渡邊委員と中川委員のお二人につきましては、公募委員として引き続き応募していただき御就任いただきました。ありがとうございます。

さて、本日もマスクということでしたが、中国で発生した新型コロナウイルスでございますが、世の中に大きな影響を及ぼしておりまして、本日も政府から本部会を立ち上げるとか、大分慌ただしい雰囲気となっております。学校の休校というものもございましたし、様々な社会生活が制約されるという状況になっておりまして、勿論皆様の健康、安全は大事でございます、それを置いて経済活動をするわけにはいかないのですが、世の中が大変な状況になっているところでございます。その中でNPOの皆様におかれても活動する場がない、そもそも集まることが難しいということもございまして、かなり制約された中で御活動されていることと思います。県においても会議室等の活動場所の利用制限をはじめとして様々な影響が出てきております。県といたしましては、知事を本部長として体制を整えましてしっかりと対応させていただきたいと思っておりますし、情報提供という部分がとても大事でございますので、適時的確な情報提供に努めて参りたいと思っております。どうぞ皆様からも御協力をお願い申し上げます。

さて、本日の促進委員会でございますが、民間非営利活動促進施策について、今年度の実施状況や令和2年度の予算を御報告させていただくとともに、宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開

催報告、改訂を予定しております、宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しについて御審議いただくこととしておりますので、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様には、宮城県のNPO活動の促進につきまして、引き続き御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

本日は、委員改選後、最初の委員会となりますので、お手元にお配りしております委員名簿に従いまして、委員の皆様を御紹介申し上げます。また新任の委員の皆様には委員の皆様を御紹介させていただいた後に一言御挨拶を頂戴したいと存じますのでよろしくお願いいたします。それでは名簿に従いまして、

石井山竜平（いしいやま りゅうへい）委員でございます。

高浦康有（たかうら やすなり）委員でございます。

西出優子（にしで ゆうこ）委員、若生裕俊（わこう ひろとし）委員、田中篤（たなか あつし）委員でございますが、所用がございまして、本日は欠席でございます。

加藤雅子（かとう まさこ）委員でございます。

今野彩子（こんの あやこ）委員でございます。

竹下小百合（たけした さゆり）委員でございます。

宗片恵美子（むなかた えみこ）委員でございます。

青木ユカリ（あおき ゆかり）委員でございます。

堀川晴代（ほりかわ はるよ）委員でございます。

渡邊桂子（わたなべ けいこ）委員でございます。

中川政治（なかがわ まさはる）委員でございます。

本日、加藤委員、今野委員、竹下委員におかれましては、初めて委員として御就任いただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

(加藤委員)

はじめまして。第一生命保険の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。第一生命は宮城県と包括連携協定を結んでおりまして、私どもも保険の営業ということだけではなく、宮城県、地域に貢献できる会社となるということで、本社において地域に貢献するということについて取り組んでおります。NPO法人につきましては未だ勉強が不十分な状態ではございますが、地域の拠点にある会議室の提供であるとか、宮城県内に約1,000人おります営業員の何か御協力とか、イベントの御協力とか、そういった形でも次に繋がっていくものがあれば良いなと考えて参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

(今野委員)

改めまして皆様こんにちは。ユーメディアの今野と申します。よろしくお願いいたします。私どもユーメディアという会社は地元仙台で広告印刷プロモーション支援の事業を60年やって参りました。近くの錦町公園で「杜の都のビールまつり 仙台オクトーバーフェスト」というものを15年ほど開催するなど、イベントプロモーション事業で地域を元気にしていこうという事業も展開しております。組織のダイバーシティを進めたりだとか、地域への情報発信をしたりとか、そういった経験をこの委

員会で活かされれば良いなと思っております。それから地元企業としてNPOとの連携は色々な形で進められるのではないかと考えるところも多々ありますので、そういった視点でも参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(竹下委員)

三共ビジネスの竹下と申します。よろしくお願いいたします。弊社は有限会社となっておりますが、父と私の二人だけの会社でありまして、以前は先ほど今野さんもおっしゃっておられた印刷事業を行っていましたが現在はコンサルティング業と「Venus Club」という東北6県プラス東京に支部があります「つながる・広がる女性の笑顔」をモットーにしました女性団体の仙台支部の運営を行っております。

また個人的にですが、NPOファザリング・ジャパン東北の代表理事をやっておりますので、何かとNPOの方でもお世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。以上、13名の委員の皆様、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。それでは、続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。ただいま御挨拶を申し上げました環境生活部次長の小松でございます。共同参画社会推進課長の田中でございます。最後に、本日進行を務めさせていただきます共同参画社会推進課の百井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議 事

(司会)

議事に移らせていただく前に、本日は、委員改選後、初めての委員会となりますので、初めに新たに会長、副会長の選出を行っていただきます。

会長及び副会長の選出までの間、小松次長が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(小松仮議長)

それでは、暫時、仮議長を務めさせていただきます。

会長、副会長の選出につきましては、お手元の参考資料8を御覧ください。冊子となっております参考資料の26ページ、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」第16条により、会長、副会長につきましては、委員の互選により定めることとなっております。会長及び副会長について、どなたか御推薦などございませんでしょうか。

<事務局案を求める声>

(事務局)

事務局の案といたしましては、前期に引き続きまして、東北大学の石井山委員に会長を、特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事の宗片委員に副会長をお願いできればと存じます。

(小松仮議長)

それでは、只今の事務局案について、皆様いかがでしょうか。

<拍手>

(小松仮議長)

それでは、御意義がないようですので、石井山委員に会長、宗片委員に副会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

恐れ入りますが、会長、副会長席に御移動をお願い申し上げます。仮議長の役割が終わりましたので事務局に戻します。

(司会)

ありがとうございます。それでは、会長、副会長から一言御挨拶を頂戴したいと存じます。石井山会長、宗片副会長、どうぞよろしく願いいたします

(石井山会長)

改めまして、石井山でございます。どうぞよろしく願いいたします。御承認いただきありがとうございます。ございました。本委員会は思い起こせば結構長いこと、おそらくこの中でもかなり長い部類に入っているように思います。その間に東日本大震災が発災し、そして次年度には復興期間が終わるということで、新しいフェーズを迎えなければならないというかなり大事な局面であるかと思っております。併せて次期というのはかなり特殊な期でありまして、つまりこの促進委員会というのは、通常年は年2回の開催だったのですよね、その中で事業がどのように進んでいるのかということのチェックが基本であったのですけれども、先ほど小松次長よりお話もありましたとおり、今期は計画を見直していくということでありまして、回数についてもそして会の性格についてもかなり異なるということです。そして委員の皆様には会議の場でのみ御発言いただくのではなくて、会議に至るまでの間に様々な情報を集めていただき、新しい計画に向けて前向きな御提案を出していただくということをお願いをさせていただくことが従来の会議よりかなり増えることと思えます。しかしこれから先を見通していく上で極めて大事な一年になると思えますので、御協力どうぞよろしく願いいたします。

(宗片副会長)

NPO法人イコールネット仙台の宗片でございます。よろしく願いいたします。私も石井山先生と同じく大変長くここに席を置いておりまして、前回の、といいますか現在のでございますが計画づくりにも関わらせていただきました。震災を経過しまして、NPOの現状というものも様々に変化してきております。そういう中でまた新たな計画づくりに関わらせていただくということで、前回の計画がどのように進捗しているのか、どのような課題が残されているのか、そういったことを検証しながら、また新しい計画づくりに皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。会議の回数も増やしていただきました。それだけ委員の皆様にお負担をおかけするかもしれませんが、新たな計画はこれから5年かけてそれぞれの地域の中でNPOが活動していく上での基本となるものですのでどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、以降の進行につきましては、石井山会長をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いたします。

(石井山会長)

それでは慣例に従いまして、進行していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。

### <拠点部会委員の指名>

(石井山会長)

議事に移らせていただく前に、宮城県民間非営利活動促進委員会の下部組織として設置してあります部会の委員も任期満了を迎えましたので、この条例第17条により、部会に属すべき委員の指名を行いたいと思ひます。

まず、部会について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局の八巻と申します。それでは説明させていただきます。別冊の「参考資料」の28ページを御覧ください。参考資料9「宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱」第5条で部会の設置について定めてあります。第5条では、促進委員会に県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業に関する事項を調査審議するため、拠点部会を設置することを定めてあります。「県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」とは、県の施設で使用されずに遊休となっている施設、例えば使用されなくなった庁舎や宿舎などをNPOの活動拠点として安価に貸し付けを行う事業となっておりますが、拠点部会では、この事業について調査審議し、貸付候補団体の選定や借受団体の事業実績の評価を所掌しております。

部会の組織につきましては、第6条の規定がございますが、促進委員会委員のうち部会に属すべき委員と知事が任命する部会委員とで構成され、その人数は7人以内とし、会長が指名することとなっております。次に、29ページを御覧ください。第7条では、拠点部会の議決事項が定められており、「県有遊休施設の貸付候補団体の選定」と「借受団体の事業実績の評価」につきまして、拠点部会の議決をもって促進委員会の議決とするものとされております。続いて、第8条では、部会における調査審議の結果は、促進委員会に部会長が報告するものとなっております。

拠点部会の説明につきましては、以上でございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。この度初めての方もいらっしゃると思いますので、この後の展開の中で出てくる資料ですけれども、資料3というものがございます。1枚めくっていただきまして、資料3-②、宮城県の地図に1から6号という施設、今御説明があったように県が保有していながら比較的老朽化しているものの使える施設、それを修繕しましてNPOに廉価で貸し出すという事業が展開されておまして、それをチェックする部会がこの促進委員会の下部組織としてあるということでございます。この拠点部会の委員については、会長が指名することとなっておりますが、もしよろしければ事務局提案ということをお願いしたいと思ひます。如何でしょうか。

(事務局)

今お手元に委員候補の名簿をお配りさせていただきました。促進委員会の中から、引き続き、石井山会長、青木委員をお願いしたいと考えております。促進委員会以外の委員といたしましては、特定

非営利活動法人ばさーる太白社会事業センターの泉田文陽様にお願いしております。

なお、前任期で拠点部会委員をお願いしておりました特定非営利活動法人あかねグループの武田美江子様におかれましては、引き続き委員就任のお願いをいたしましたのですが、御辞退がありましたので、現在のところ、委員3人となっております。

この3名の委員を事務局案として御提案申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。今御説明したとおりこの親委員会から2名、私と青木委員、それ以外からは泉田委員という方と武田委員という方の4名体制であったのですけれども、武田委員が御辞退されたということですので、とりあえず3名が継続的という御提案でございます。如何でしょうか。御意見等あればいただきたいところでもありますけれども。

よろしいでしょうか。武田委員の補充については事務局でまた御検討いただくということでございますけれども、まずこの3名についてお認めいただくということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。なお、拠点部会の活動につきましては、議事の(3)でも議題となっております。青木委員におかれましては、引き続き、よろしく願いいたします。

## 議 事 ( 1 )

(会長)

それでは、議事に入りたいと思います。議事(1)「令和元年度民間非営利活動促進施策の実施状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

共同参画社会推進課長の田中でございます。よろしく願いいたします。令和元年度 民間非営利活動促進施策の実施状況につきまして、御報告させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。

令和元年度の実績につきましては、まだ確定しておりませんので、本日は主に2月末現在の実施状況を報告させていただきます。なお、詳細は別冊の「参考資料」を御覧いただきたいと思っております。

まず、「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」でございますが、特定非営利活動促進法に基づき、主たる事務所が仙台市の場合は仙台市が、それ以外の場合は県が、NPO法人の認証・認定等の事務をそれぞれ所轄庁として行っております。なお、事務処理の特例に関する条例においてNPO法人の設立の認証等に関する事務を、栗原市、大崎市、登米市の3市に移譲しております。令和2年2月末現在の認証法人数は418法人で平成30年度末から4法人増加しております。認定法人数は8法人で平成30年度末と比較し増減はございませんでした。

続きまして、「2 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」でございます。本委員会は、定期的な開催により、毎年度の事業計画や実施状況について審議されており、委員の皆様による多様な御意見を施策に取り入れる重要な機会となっております。本年度は2回実施し、第1回は10月7日に開催し、本日が第2回目の開催となっております。

3番目の「3 みやぎNPOサポートローン」は、東北労働金庫との提携、協調融資方式によるNPO法人へのつなぎ融資制度でございますが、今年度の新たな融資実績はございませんでした。本事業は、平成17年度に創設してからこれまで、融資件数は31件、融資総額は約2億円の実績を挙げてきましたが、平成25年度以降は融資実績が年1~2件と低迷し、平成29年度以降は融資実績がない状態が続いております。より活用しやすい制度となるよう検討してきたところですが、なかなか

改善には至らず、本事業に代わる他の融資制度があることも踏まえまして、今年度の全庁的な事務事業の見直しにより、今年度末をもって事業廃止となりますことを御報告させていただきます。

続きまして、「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」でございます。現在、県の遊休施設となっている5施設を貸付し、NPOの活動拠点として活用していただいております。本年度の拠点部会は2回開催しておりますが、その開催状況等につきましては、議事（3）で改めて御報告させていただきます。

続きまして「5 みやぎNPOプラザ」でございます。みやぎNPOプラザは、NPOの支援と活動促進、NPOの社会的認知の拡大、NPOと行政のパートナーシップの確立のために平成13年4月に設置された施設でございます。NPO活動支援に係る中核拠点機能を一層効果的に発揮するため、平成17年4月から指定管理者制度が導入されております。指定管理者につきましては、指定管理者制度が導入されてから「認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる」にお願いしてございまして、現在の指定管理期間は、令和元年度から令和3年度までの3年間となっております。本年度の事業の実施状況につきましては、2月までは概ね計画通りに実施されておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、3月に予定しておりました各種講座等の開催につきましては中止せざるを得ない状況となり、事業計画の変更を承認したところでございます。

続きまして、「6 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」でございます。NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者などを結び付ける絆力を活かして行う復興・被災者支援の取組に対する補助事業のほか、復興・被災者支援に取り組むNPOなどの絆力強化に資する委託事業を実施いたしました。補助事業の採択件数は20件で、委託事業はマッチング・交流事業、情報収集・提供事業、受益者アンケート業務の3件を実施しております。本事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、半数の補助事業において事業計画の変更が生じる事態となっているほか、委託事業においても、マッチング・交流事業では県内3か所でイベントを実施する予定でしたが、うち、1か所の3月25日に予定しておりました仙台会場でのイベントを中止することといたしました。なお、補助事業の成果につきましては、成果報告書の形でとりまとめる予定でございます。

次に、「7 NPO等による心の復興支援事業」でございますが、農業、ものづくり、子どもの健全育成、世代間交流、地域活性、コミュニティ形成等におきまして、被災者自身が主体的に参加し、地域住民等と共に活動することで、人と人とのつながりや生きがいを持てる取組に対して助成を行っております。採択件数は16件でございます。なお、絆力を活かした震災復興支援事業及び心の復興支援事業につきましては、補助事業者からの事業実績報告がこれからとなりますので、次回の委員会にて報告させていただく予定でございます。

続きまして、「8 NPO活動推進事業」でございます。これはプロボノによるNPO支援に係る事業でございます。企業や行政など様々な分野に所属する方が、専門的なスキルやビジネス手法を活用して、NPOを支援し、NPOの基盤強化につなげるための事業でございます。本年度は事業の進め方について見直しを行い、企業の方に対する普及啓発に重きを置いて実施いたしました。諸般の事情によりまして、本年度は企業向けの普及啓発セミナーを1回実施するに留まりましたが、30名の方の御参加をいただき、アンケートでは、今後プロボノに取り組んでみたいという好意的な意見が寄せられたところでございます。

最後に、「9 NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPO推進事業」について御報告いたします。本事業は、県の事業の執行におきまして、NPOへの業務委託を促進するために、「NPO推進発注ガイドライン」に基づくNPO推進事業の選定を行い、NPOへの委託業務発注手続きの適正化を図ろうとするものでございます。NPO推進事業に選定されると、契約保証金が免除や予定価格等の

事前公表が可能となるなどのメリットがあります。令和元年度は、5つの所属で9件の事業が選定されており、いずれもNPOとの契約に至っております。

以上が、令和元年度の「民間非営利活動促進施策の実績」でございます。

(石井山会長)

ありがとうございました。お話を伺いながら、もう既にコロナの影響が色々なところに出てきているなということを感じました。喫緊なところではこの6番に当たります「NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」これにつきましては本来であれば昨日メディアテークで大々的に、全ての事業について発表していただき、この委員の方々からも多く参加いただくという機会だったわけですがそれも流れてしまいました。非常に残念でございます。その他個別に見ていってもコロナの影響が様々出ています。それと全体で言いますと3番の「みやぎNPOサポートローン」については歴史的に言うと30件以上の実績があるわけですが、平成29年度以降融資実績が無いということでこの委員会でも様々な議論をしてきましたけれども、令和元年度末を以て事業廃止ということでございます。議事1について皆様、御質問等ございましたら如何でしょうか。

(高浦委員)

3番のつなぎ融資についてですが、昨今の感染症の影響でNPOによってはイベント収入や施設利用料である程度活動を継続しているような団体さんが、このつなぎ融資の関係ではないかもしれませんが、融資を望まれている団体さんが今後出てくるようでしたら何か県として別なものでサポート出来るものがあれば良いと思うのですが、今のところサポートローンに代わりうる新しいものが出てくるという可能性については如何でしょうか。

(事務局)

東北労働金庫にて実施しておりましたが、東北労働金庫自体で、プロパーで同じようなNPO向けの運営資金、つなぎローンだけではなく事業の運転資金の融資制度も別でございます。それと今回のコロナウィルスの関係についても、国の中小企業のセーフティネットが平成27年頃からNPOも対象となっており、セーフティネットが整備されてきておりますので、運転資金や金銭的に困っている状況であれば、金融機関に御相談いただければ国の制度等も利用できるような形にはなっております。

(高浦委員)

ありがとうございます。もしそういった御相談がこちらにあった場合にはそういう制度があるということ、金融機関を御紹介するということが良いと思います。

(事務局)

補足でございますが、新型コロナウイルス感染症については県といたしましても、みやぎNPOプラザのホームページの方に新型コロナウイルス感染症関連の相談窓口を設置し、あらゆる相談を受けまして適切に御紹介するなり対応を取らせていただいているところです。

(石井山会長)

ありがとうございます。これについては今後尾を引く問題だと思いますので目の付け所を教えてください。既に融資の件で問い合わせが堀川さんのところに集まっているとい

うことですか？もう既にそういった御相談はあるのでしょうか。

(堀川委員)

私どものところに頂いた御相談では融資ではないのですが、子供のスポーツ、サッカー教室とか地域型のスポーツクラブなどを開催しているところで、体育館内でのスポーツクラブが開催できないということで、そのところの収入がないのだけれども、融資ではなく、出来なかったことに対する補填というか、返さなくてもいいお金を提供してくれるところはないかという御相談はありました。残念ながらそういうものはないので、融資をお使いいただくなり、或いは他の事業で黒字を生み出したというところでしか御案内できていないところですが、そういったようなことは非常に増えてくるのではないかと思っております。

(石井山会長)

ありがとうございます。是非そのような状況はこの促進委員会でも共有させていただければと思います。如何でしょうか。これに限定せず、1番から9番までありましたが、施策の実施状況についての御質問、御意見承りたいと思っております。

(青木委員)

青木です。先ほど冒頭にありましたNPO拠点づくりのところコメント、補足ですが、資料3-①、資料1ですと4番目のところです。「県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」ですが、お手元には3拠点ありますが、どちらの団体さんも各拠点で有効利用について工夫されているということを見学に行くたびに感じる場所でもあります。ただ元々老朽化し遊休となっている施設ということですので、この先どこまでこの施設を有効に活用し続けられるのかということについては難しい点があるというふうに感じてきておりました。前回の部会の時もこの施設をどこまで可能にできるか、設備面で、水回りの部分ですとか、そういったところに利用の限界が来る場合も先々出てくるのではないかという懸念もあるので、どのように締めくくるのかと、どう継続できるのかという判断についても今後課題としてあるのではという認識を持ちました。このことについて部会で具体的な検討ということはないのですが、活かし続けることがある一方で、その点があるかなと思います。あとは県有の施設については限りがあるということなので、市町村にも協力をいただくということが今後どのくらい可能なのかという点についてはそこをどのように調整していくのかということが次の施策にも連動してくる部分なのか、市町のほうでもそういった何か相談があるのか、その辺のところには何かパターンがあるかもしれませんが、広げていこうとした場合にはどこかのテーブルでそういった議論が必要なのではないかと感じました。現状の使われているところについては、効果的な状況が生み出されていると思います。

(石井山会長)

ありがとうございます。この件に関しては議事の(3)で集中的に扱わせていただきますが、今お話されたことについては私も一員として共感しております、極めて安価にNPOがこういった施設を使えるということは良いことだと思うのですが、やはり施設の老朽化があまりにも著しい状況で、このまま動かし続けて良いのかということについては次のフェーズも考えなくてはならないのではないかと、そういうことでございます。この点については今お話しましたとおり議事の(3)で改めて皆さんとともに深めていきたいと思っております。

もし差し支えがなければ、議事（２）で次年度以降のことについても扱いますので、議事（２）に入りながら時折議事（１）にも振り返って議論していく、そういう進め方でよろしいでしょうか。

（渡邊委員）

すみません、今の資料６番目の絆力のところで、コロナの影響により半数以上で事業計画の変更があったという話があったのですが、この変更になることについての事務局サイドでの対応はどのようになるのかということと、支出のところで開催がなくなるということで、現場の困り感とかどういった相談があったかということについて、一つ、二つでも教えていただければと思うのですが、如何でしょうか。

（事務局）

対応につきましては、お電話等で御相談はあったのですが、キャンセル料とかそういったものの発生はなく、例えばイベント等に関する準備に要した費用が発生していることについて、これは国の方から今回絆力事業には国費が入っているのですけれども、国の方は変更の承認をしていただければ、そういったものは補助で見ることができるということでそういう御説明をさせていただいて、経費の面ではそういったところに持ち出しはないということになりました。あとはどうしても３月に事業が集中しているところがありまして、当初予定していたような結果が出せませんでしたという話があり、そこは困っているようでした。

（渡邊委員）

すると事業成果にも影響してくるということですね。

（事務局）

そういった団体様の参加人数とか、イベント開催回数がどうしても減っているというところがございます。

（渡邊委員）

開催を予定どおり開催した時と中止によって受けた影響というものが、報告書に出てきた方が課題も明確になり、変更がどう影響するかという定量的、定性的なものが見えるようにして報告書として見える化しておくのも良いかなと。

（石井山会長）

そうですね、ただやれなかったということだけではなくて、不測の事態にきちんと対応したという事実を残していかないと、翌年度の予算に繋がらないということになりますよね。その当たりのところはそういう意見があったということで次に生かしていただければと思います。ということでございまして、次の議事（２）にも関連していると思いますので、時折振り返りながら予算についての話も、ということで議事２に入らせていただきます。

**議 事（２）**

（石井山会長）

議事（２）「令和２年度民間非営利活動促進施策と予算について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

令和2年度民間非営利活動促進施策及び予算につきまして、御説明いたします。お手元の資料2を御覧ください。民間非営利活動促進施策の予算額一覧でございます。本県の第4次基本計画に掲げる理念、「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」という理念を実現すべく、令和2年度に実施する事業となります。

まず、「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」でございますが、令和2年度の予算額は本年度と同額を計上しております。引き続き、法令に基づく指導監督を行い、NPO法人に対し、説明責任の重要性や積極的な情報公開・情報発信について指導等を行ってまいります。

次に、「2 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」でございますが、促進委員会につきましては、例年、年度内に2回開催する予定としておりますが、令和2年度は基本計画の見直しがございますので、5回の開催を予定しております。また、拠点部会の開催につきましては、例年同様2回の開催を予定しております。開催回数の増加によりまして、51万円の増となっております。

次に、「3 みやぎNPOサポートローン」でございますが、全庁的な事務事業の見直しにより今年度末をもって事業廃止となりますので、2,000万円の減となっております。

続きまして、「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」でございますが、本年度と比較し、1,943万8千円の増となっております。本事業は、例年、貸し付けを行っている5施設の維持管理のための経費となりますが、令和2年度の予算額が大幅に増額されているのは、仙台市青葉区八幡にありました拠点施設第5号の解体工事費を計上したためでございます。拠点施設第5号は、老朽化により平成30年度末をもって貸し付けを廃止しておりましたが、令和2年度に近隣の県有施設と合わせて解体工事を行う予定となっております。

次に、「5 みやぎNPOプラザ」でございますが、本年度と比較し、174万9千円の減となっております。これは、令和2年度の指定管理料が本年度と比較し、少なくなっているためでございますが、本年度のみの新しい取組として実施された「NPO支援施設等への訪問事業」につきましては、「8 NPO活動推進事業」で別途、委託事業として予算計上しているところでございます。

次に、「6 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」でございますが、本年度と比較し、346万4千円の減となっております。この事業は、内閣府による補助を受け実施している事業でございますが、例年、前年度の内閣府の交付決定額を基準に予算計上しております。令和2年度の予算につきましては、本年度の内閣府の交付決定額の減額に伴い、本年度と比較し、減額となっているものでございます。

「7 NPO等による心の復興支援事業」につきましては、本年度と同額を計上しております。

続きまして、「8 NPO活動推進事業」でございますが、本年度と比較し、350万3千円の増となっております。平成29年度から取り組んで参りましたプロボノ事業につきましては、本年度に引き続き、企業を対象としたプロボノのNPO支援の普及啓発に注力することとしております。また、みやぎNPOプラザの令和元年度の指定管理業務として実施された「NPO支援施設等への訪問事業」をさらに発展させ、県内のNPO支援施設の活動支援や人材育成研修、協働事業等の連携強化に資する事業を委託事業として実施することとし、予算計上しております。

資料2には記載はございませんが、先ほど令和元年度の事業の実施状況で御報告いたしました、9番の「NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPO推進事業」につきましても、継続して取り組んでまいります。

以上、令和2年度 民間非営利活動促進施策及び予算につきましては以上でございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。おおよその予算規模は同じくらいということになるのですが、中身を見てみますと色々な違いが出てきておりまして、一つはみやぎNPOサポートローンが事業として2,000万が減ったということです。大きく増えているように見えるのが4の遊休施設に関するものですがこれは5号施設を解体するということです。それから5のNPOプラザの指定管理料が減ったということで今年度されていた訪問事業が次年度は8のNPO活動推進事業の中で予算づけがされているとのことでした。その辺りが特徴かと思えます。如何でしょうか。

(高浦委員)

5番のNPOプラザの指定管理にかかわる委託料についてですが、私も指定管理者であるゆるるの理事であるのであまりこの辺は強く言うべきではないのかもしれませんが、実質的に先ほど8番の方に委託事業が予算上としては別に計上されるとのことでしたが、実質的にプラザの営業に支障がでるような減額ではないのかどうかということを確認したいのですが如何でしょうか。

(堀川委員)

私から言って良いのかということですが、訪問事業については、8番のところは委託事業として今後その手続きが発生してくるので未だ本決まりになっている訳ではないと理解しております。我々ゆるる側からするとですが、もし決まれば今年度の実績を引き継ぎつつまた新たなチャレンジとなりますが、プラザの運営に影響がでるということはないと考えております。

(事務局)

委託事業として更に事業内容を充実したような形で今回予算を確保した形となっておりますので、運営について支障は生じないのではないかと考えているところでございます。

(中川委員)

中川です。それに併せてお聞かせいただきたいのですが、予算をこの時期に増やしていただけたということはありがたいことなのですが、その活動支援と連携強化というものを詳しく聞かせていただきたいと、観点としては二つありまして、資料1で一般法人の延びが大きいということでNPO法人だけでなく一般法人も対象にされるのかという点と、活動訪問と言いつつ、石巻の団体に訪問されているとは聞いたことがないので仙台以外の訪問をどの程度予定されているのかということについてお聞かせいただければと思います。

(事務局)

委託事業の内容につきましては主に三つお願いしたいと考えております。一つが活動支援といたしまして今年度のプラザでやっていただいております直接訪問・相談でございます。NPO支援施設はプラザを含めて13施設ありますので、プラザを除く12施設を訪問していただき、各施設が持っている課題等をまず調査していただくということとその課題から見えてきた内容につきまして助言・指導をしていただく、或いは事業の運営支援をしていただく、ノウハウの提供をしていただくことをまずお願いしたいと考えております。二つ目としまして中間支援施設として必要なスキルアップの研修ということで、人材育成研修を想定しておりまして、富谷市にございます公務研修所の施設を活用

して一泊二日で中身の濃い研修ができるような内容で実施していただけたらと考えております。最後三つ目としましては、みやぎNPOプラザと各施設の協働事業を県内のNPOを対象としたニーズをまず把握していただくのですけれども、それに対する協働事業を何かしら実施していただいて、ということで大きく三つの内容で委託をさせていただきたいと考えております。今年度の指定管理にてやっていただいた内容と比較しましては拡充した内容でお願いすることとなります。

(中川委員)

事業を拡充していただきましてありがとうございます。私の話なのですが、復興庁さんのお金で中間支援施設ヒアリング事業というものをしております、20人くらいにヒアリングを実施して、中間支援に期待することについて、変化をしていくということ、指定管理料だけでは動けないよねと、災害時、或いは復興過程で複雑化している社会で箱を埋めてくださいというのはもうだめだよという意見はもう沢山出ていますので、こういう事業は非常に歓迎しているの、基本的には施設からというのは分かるのですけれども、それが更に個々の活動をしている現場のNPOさんに移るような形で転化していただければありがたいと思います。その報告書はまだ作っているところなのですが、7、8月にはウェブで公開する予定なのでその際には共有させていただければと思います。

(石井山会長)

ありがとうございます。今のような御発言は計画づくりの中でも是非出させていただきたいと思っております。ありがとうございます。如何でしょうか。

(今野委員)

一点質問をさせていただきます。資料1の事業のお話に戻るのですが、8番のNPO活動推進事業の概要のところ、企業や行政などに所属し色々なスキルを持った支援者とマッチングをするということを想定されていて、先ほどの説明ですと事情があってということだったのでお伺いして良いかわからないのですが、企業向けのセミナーを開催されたということでした。このセミナーに私も参加させていただいて、非常に勉強になりました、企業の側からNPOに人材を派遣することによって企業としても人材育成の場としての活用も出来るというお話ですとか、参考にさせていただいたのですが、そういった当初予定していた連携のことですとかいうものを今年度の事業に引き継ぐような考え方ですとか、そういった視点というのは切り替わったということによろしいのでしょうか。

(事務局)

このプロボノ事業についてですが、予算取りの段階で県の財政当局と折衝していく中でまずはプロボノということ自体の普及啓発が大切だという話がありまして、そのために予算をつけるという条件がついているものですから、今年度も引き続きプロボノについてを周知・普及啓発というものに取り組んでいくということを考えている次第でございます。その後の展開についてはまた検討したいと考えております。

(石井山会長)

如何でしょうか。これ以外に御意見等がありましたら。よろしいですかね。プロボノに関しては、様々な事業の中でおそらく県が最も主導的に行っている事業ということになりますね。ただ、長年関わってきた身からすると実は昨年度は課としてかなり人員が厳しかった時期、途中でお一人辞めら

れたりとかですね、そういうような不測の事態もあって思うように進められなかった難しさがあったのではないかと横目で見えておりました。次年度はそういったところも超えられて、新たな形で進んでいくということでありまして、是非そういった事業の積み重ねも今後の事業の計画の中に組み込むという形になっていけば良いと思っています。

時間が足りないのですけれども、次の（３）でとりわけ（４）で大事な今後のスケジュールも含めた議題が入っておりますので、進めさせていただければと思います。

### 議 事（３）

（石井山会長）

では、議事（３）「宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議事（３）「宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況について」ということで、資料３を御覧ください。資料３－①には今年度の開催状況を、資料３－②には貸付している５つの施設の所在地地図を、資料３－③には各施設の概要について記載しております。資料３－①により、今年度の開催状況について、御報告いたします。令和元年度は、計２回開催いたしました。

第１回拠点部会につきましては、前回１０月の第１回促進委員会で報告済みでございますが、簡単に御報告させていただきます。平成３１年４月２４日に、岩沼市にあります拠点第２号施設の借受候補団体の審査選考のために開催いたしました。当事業で貸し付けている施設は、最長で５年間の貸付けが可能となっておりますが、継続して施設の使用を希望する場合、最初の期間満了時に限り、公募を経ずに優先して施設を借受けることができることとなっております。借受団体「特定非営利活動法人ハンス・バーガー協会」は、既に１０年間、当該施設を借受けていたため、公募により借受候補者を募りましたが、応募は当該団体１団体のみでございました。審査の結果、施設の有効利用が見込めると判断できたため、引き続き使用している次第でございます。

第２回拠点部会につきましては、令和２年１月２７日に、来年度で契約期間が満了する仙台市宮城野区幸町の拠点第１号施設と山元町の拠点第３号施設について、借受候補団体の審査選考と各施設の実績報告のため、開催いたしました。第２回拠点部会で審査選考した借受候補団体につきましては、いずれの団体も直近の契約が新規貸付契約であり、両団体より継続して施設を使用したいとの希望がございましたので、公募を経ずに審査選考を行いました。審査の結果、いずれの団体も、継続して借受候補団体として選定したものでございます。

その他といたしまして、口頭にて御説明させていただきます。前回の第１回促進委員会で報告させていただきました、白石市にあります拠点第６号施設につきましては、現在の状況を報告させていただきます。資料３－②にありますとおり、「ふるたいむ」に貸し付けているものでありますが、当該施設は、平成２９年９月１日より、障害児等への支援施設として「特定非営利活動法人ふるたいむ」に貸し付けておりますが、当初より人材不足等により計画していた事業を開始できていない状態にあり、現時点で休止状態となっております。１月に開催いたしました第２回拠点部会では、「ふるたいむ」から実績報告書や事業計画書の提出がないことや、具体的な計画再開の目処もたっていないこと、貸付け開始から２年以上事業を行えていないこと等、総合的に判断し、今後も事業再開の具体的な計画が出されないのであれば契約を解除し、再公募もやむを得ない状況であると判断されました。その旨含め、事務局より「ふるたいむ」に対して、今後の事業計画等をヒアリングしたところ、「計画していた

事業を始めることは困難であるため、施設を県にお返しすることになる可能性が高い」と報告を受けました。その際に、団体内部での話し合いや転居の準備等に時間を要するため、6月いっぱい程度まで引き渡しの猶予がほしいとの申し出があったところでございます。今後、「ふるたいむ」内部にて話し合いを行った上で県に報告するとのお話でしたので、詳細なことが判り次第、拠点部会を開催し、契約の解除及び公募の計画について諮らせていただきたいと思いますと考えております。報告は以上となります。

(石井山会長)

ありがとうございます。ということで、多くの団体は非常に効果的に使っていらっしゃるということでしたが、一部、第6号の「ふるたいむ」に関しては使用実績が非常に厳しいということで、退去を含めて検討し進めていただいているということです。6月というのもそういうタイミングだということですね。先ほど根幹的なところは青木委員からお話いただいたということで、青木委員、追加は特によろしいでしょうか、はい、ありがとうございます。如何でしょうか。この拠点部会の動きにつきまして皆様から御意見・御質問何かありましたらよろしくお願ひいたします。

その他如何でしょうか。只今の第5号について拠点部会にて作業を進めさせていただくということがこれからあるということでございます。では時間に御協力をいただきましてありがとうございます。今回一番時間を使わなければいけない案件は議事(4)ということになります。

#### 議 事 ( 4 )

(石井山会長)

議事(4)「宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しについて」事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは説明いたします。まず、知事から当促進委員会に対しまして、基本計画の策定に関する諮問をさせていただきます。諮問書の写しを机上に配布させていただいております。これに基づいて計画書についての御意見等をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しについて御説明いたします。資料4-①を御覧下さい。

まず、「1 基本計画見直しの概要」でございますが、宮城県民間非営利活動促進基本計画は、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」第9条に基づき、平成12年10月に策定されたものでございます。この基本計画につきましては、5年を目途として見直すこととされておりまして、これまでに平成17年度、平成22年度及び平成27年度に改定が行われております。令和2年度が次の改定期に当たっております。

「2 見直し作業の進め方」でございますが、改訂計画について審議を行うため、令和元年度は本日の1回、令和2年度中に5回、宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。その中パブリックコメントを実施して最終的な計画案を作成することとしており、県議会に議案として提出し、議決を経た上で公表する、というように進めて参りたいと考えております。

「3 改定スケジュール」につきましては、時系列に御説明させていただきます。前回の第1回促進委員会では、令和2年度の開催回数を3回として改定スケジュールの説明をさせていただいたところですが、開催回数が少ないとの御意見を頂戴しましたので、令和2年度の開催回数を5回とさせていただきます。

本日の促進委員会におきまして、改定スケジュール案の説明の後、改定に当たっての視点等を御説明させていただき、委員の皆様にご審議いただき御意見を頂戴したいと考えております。令和2年度の開催につきましては、5月に第1回、7月に第2回、9月に第3回、11月に第4回、1月に第5回の促進委員会を開催する、奇数月に促進委員会を開催させていただくスケジュールとさせていただいております。5月の第1回促進委員会以降、事務局で検討・作成いたしました計画改定案を御説明させていただきまして、委員の皆様にご審議いただき御意見を頂戴し、その御意見を踏まえた修正案を次の回で御説明させていただくという流れを考えております。9月の第3回促進委員会の後、パブリックコメントの募集を行いまして、11月の第4回促進委員会におきまして、12月中旬に県議会常任委員会に報告する改訂計画の中間案について御審議いただきたいと考えております。12月以降、事務局において、パブリックコメントを踏まえた改訂計画の最終案の検討・作成を行うこととしております。それを踏まえて、1月に第5回促進委員会を開催いたしまして、改訂計画の最終案の提示・説明をさせていただくこととしております。この委員会で、改定計画の最終案が確定いたしましたら、1月下旬に知事宛てに答申書となる改訂計画最終案を提出し、2月中旬に2月県議会に議案として提案させていただきます。そして、県議会の議決後、3月中旬に公表させていただきたいと考えております。改定スケジュールにつきましては、以上でございます。

資料4-②「改定に当たっての視点(案)」について説明させていただきます。今回、例示させていただいております、5項目につきましては、事務局(案)ですので、この項目をたたき台として、議論いただきたいと思いますと考えております。また、こちらは、4ページの「資料4-③」、9ページの「資料4-④」、12ページの「資料4-⑤」を根拠資料として作成しておりますので、併せて御覧ください。

始めに、視点の1「みやぎNPOプラザの機能の再検討」について、御説明いたします。「資料4-③」6ページを御覧ください。「資料4-③」は、平成28年度から令和元年度の施策の実施状況を検証したものとなっております。「考察」に記載させていただいているとおり、みやぎNPOプラザは、NPOの支援と活動促進、NPOの社会的認知の拡大、NPOと行政とのパートナーシップの確立のために平成13年4月に設置された施設で、NPO活動支援に係る中核拠点機能を一層効果的に発揮するため、平成17年4月から指定管理者制度が導入されています。現在の指定管理期間は3年で、平成31年4月から令和4年3月までです。指定管理者制度の導入により、みやぎNPOプラザの年間利用者数は県直営の期間と比べて大きく増加しています。一方で、平成26年度以降、みやぎNPOプラザの年間利用者数が減少傾向にあります。また、入居している榴ヶ岡分室庁舎は、昭和43年1月に宮城県図書館として開館後、築52年が経過し、老朽化が進んでおり、設備の不具合については都度対処しているものの、大きなサービスの低下や施設の利用制限を余儀なくされる事態の発生が懸念されています。庁舎につきましては、「県有施設等の再編に関する基本方針」令和2年2月に県の震災復興政策課が当該案を出しているのですが、榴ヶ岡分室庁舎の建物については、築年数等を考慮して基本的には廃止する方向で検討が行われており、みやぎNPOプラザについては、仙台市宮城野区の仙台医療センター跡地に移転することとし、宮城県民会館と集約・複合化する方針案が示されているところでございます。これらを踏まえまして、今後の方針としまして、みやぎNPOプラザは、今後もNPO活動の中核機能拠点として管理運営する必要性があり、中核機能拠点として必要な機能等について検討するとともに、集約・複合化に当たっての課題等を整理し、必要な見直しを行う必要があると考えております。また、9ページの「資料4-④」を御覧ください。こちらの資料は、左側から、現計画の項目、平成28年度から令和元年度に実施した取組、関連施策名、これらに対する考察、方向性をまとめたものとなっております。みやぎNPOプラザについては、関連施策として黒丸で記載させていただいているとおり、現計画の施策の柱1中の「みやぎNPOプラザの機能の充実」のみな

らず、多数の項目に関連しており、NPO活動の促進及びNPOの自立と発展において重要な役割を担っています。始めに、現計画の柱1「みやぎNPOプラザの機能充実」につきまして、これまで、NPO法人杜の伝言板ゆるるさんを指定管理者とし、みやぎNPO情報ネットの運営や、県内支援センターとの情報交換等による広域的・効果的活動促進を実施して参りました。

これらに対する考察としまして、平成26年度以降、NPOプラザの年間利用者数が減少傾向にあること、平成30年度に実施したNPO活動実態調査では、NPOプラザを利用しない理由として、「提供しているサービスや支援の内容は知っているが、現在の団体の組織運営や活動状況からみて、利用する必要性がない」と答えた団体が、前回、平成25年度調査時から13.5%増加していること、また、みやぎNPOプラザを利用した効果について、「認知度を高められた」63団体（27.6%）、「事業内容を充実・拡大することができた」61団体（26.8%）、「他のNPOとのネットワークができた」53団体（23.2%）、の順に多くなっていることなどから、一定の効果と課題があることが分かっており、方向性としては、必要な機能の再検討、見直しが必要と考えております。また、現計画の「地域のNPO支援施設の機能の充実と連携」、「中間支援組織等への支援」としまして、みやぎNPOプラザにおいて、県内支援センターを対象とした研修や、令和元年度からはNPO支援施設等への訪問などを行って参りました。これに対して、NPO活動調査では、地域により差はあるものの、「利用したことがある県内のNPO支援施設」のポイントは増加傾向にあり、また、NPO支援施設に対するニーズとして、「活動場所の提供」169団体（41.3%）、「行政との連携・協働を促進する事業の企画・実施」151団体（36.9%）「他のNPOや市民との連携・協働を促進する事業の企画・実施」137団体（33.5%）、「情報収集・提供等」136団体（33.3%）「企業との連携・協働を促進する事業の企画・実施」132団体（32.3%）が高く、NPOプラザを利用しない理由として、「地理的に遠い」76団体（48.7%）が最も多いといった結果となっております。このため、地域のNPO支援施設や中間支援組織の役割が引き続き重要と考えられ、方向性としましては、NPO支援施設を持つ県と市町村との連携の強化、また、プラザの広域的促進機能の強化が求められると考えております。続きまして、9ページの最下段から10ページ、施策の柱2の「人材育成等」の取組としましては、これまで、NPOプラザにおいて、講座の開催やみやぎNPOフォーラムにおける交流等を実施して参りました。考察としまして、10ページの上から3段目となりますが、NPO活動調査では、事業活動、組織運営に係る解決すべき課題として「人材の不足」「人材の世代交代が進まない」を訴える団体が、2、3番目に多い結果となり、人材育成の面でもプラザの広域的促進機能の強化が必要と考えております。以上を踏まえまして、改定に当たっての視点の1として、みやぎNPOプラザの機能の再検討を提示しております。

続きまして、視点の2「市町村との連携」について御説明いたします。「資料4-④」11ページを御覧ください。現計画では、基本方針2「多様なパートナーシップの確立」として施策の柱1「NPOと行政とのパートナーシップの推進」を掲げております。これに対して、行政職員向けのNPO研修等の取組を行って参りました。これに対する考察としまして、NPO活動調査では、前回調査時から、過去5年間のNPOと行政との協働の実績がマイナス0.3ポイントとなっており、144団体が今後の行政との協働を希望しています。一方で、「他の団体と協働する際の課題」として、「行政の連携に対する関心の度合い」と答えたNPOが最も多く114団体27.9%、NPOと行政との協働については、取組の強化が必要と考えられます。以上を踏まえまして、改定に当たっての視点の2として、市町村との連携を提示しております。

続きまして、視点の3「NPOへの理解・協働の促進」について御説明いたします。「資料4-③」4ページを御覧ください。1の特定非営利活動促進法施行関連業務におきましては、平成28年度か

ら令和元年度の認証及び認定法人数を表に示しております。考察に記載させていただいたとおり、認証法人数は、震災後に増加傾向が見られ、県民のNPO活動に対する関心の高まりが見られたものの、その後の伸びは鈍化しており、平成28年度以降も増加傾向が続いていますが、増加率は減少しています。一方、認定法人数は、平成29年度から増減がありません。また、NPO活動調査では、認証法人の認定NPO法人申請意向について、「制度に関心はあるが、申請の準備は進めていない」が134団体、40%で最も多く、申請をしない理由としては、「現時点では、認定の基準を満たすことが難しい」が63団体、47%で最も多い結果となったことから、多くの法人が、認定制度に関心があり、メリットを感じながらも、十分な寄付金の受入れ実績や運営基盤がない状況にあると考えられます。このことから、方向性としまして、認定制度に関心のある認証法人が、認定を受けられるよう、法令に基づく指導監督のほか、他施策によるNPO法人の基盤強化支援や寄付文化の醸成などが必要と考えております。

あわせて、「資料4-④」9ページを御覧ください。中段の現計画における施策の柱2中の「NPOへの理解促進」につきまして、これまでの取組としまして、みやぎNPO情報ネットでの情報提供や、認定NPO法人に関する相談業務などを実施して参りました。これに対する考察としまして、NPO活動調査では、「今後より多くの活動資金を確保するために必要なこと」の問いに対し、「団体の情報公開・透明化による信頼性の向上」131団体、32%、「寄付文化の醸成など」112団体27.2%との回答があったことから、NPOの理解促進のための機会の創出が、引き続き必要であると考えられます。また、下段から10ページにかけての「人材育成等」においても、人材不足や世代交代などが課題となっており、「財政的な支援制度の充実」とししまして、これまで、特定非営利活動法人へのつなぎ融資等の取組を行って参りましたが、NPO活動調査では、事業活動、組織運営に係る解決すべき課題として「資金不足」を訴える団体が最も多く、引き続き、基盤強化支援や寄付文化の醸成が必要と考えております。さらに、11ページになりますが、基本方針2施策の柱2のNPOと多様な主体のパートナーシップの推進の取組としまして、これまで、NPOプラザにおける交流事業やプロボノ事業を実施して参りました。これに対する考察としまして、NPO活動調査では、過去5年間に協働したパートナーにつきまして、特に、企業や大学などの学術研究機関等との協働の実績のポイントが減少しています。このことから、多様な主体とのパートナーシップの推進の強化が、引き続き必要であると考えます。以上を踏まえまして、改定に当たっての視点の3として、NPOへの理解・協働の促進を提示しております。

続きまして、視点の4「東日本大震災からの復興支援」について御説明いたします。「資料4-③」7ページを御覧ください。6の「NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」及び7の「NPO等による心の復興支援事業」につきまして、平成28年度からの実績を表にまとめておりますが、両事業とも、応募件数に大きな変化はなく、継続して一定のニーズがあると言えます。今後の方向性としましては、絆力事業につきましては、国に対して事業の継続を要望しているものの、「復興・創生期間」後の令和3年度以降の存続については明確になっておりません。一方で、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針では、復興創生後5年間において、心のケア等の被災者支援について支援を継続するとし、「心の復興」事業の継続が示されたことから、補助事業の、「心の復興」事業への集約を検討しております。併せまして、「資料4-④」11ページを御覧ください。下から2段目、基本方針2施策の柱2の「震災復興のネットワーク」の取組として、これまで絆力事業におけるマッチング・交流事業等を実施して参りました。これに対して、現在も111団体が復興支援活動を継続しており、取組の継続が必要であると考えております。以上を踏まえまして、改定に当たっての視点の4として、東日本大震災からの復興支援を提示しております。

最後となりますが、視点の5「SDGsとの関連づけ」について御説明いたします。視点の3で御説明させていただきましたが、多様な主体とのパートナーシップの推進の強化が、引き続き必要であると考えます。本計画においても、SDGsの視点を取り入れ、地域の課題解決に日々取り組むNPOが、世界の共通目標であるSDGsを意識し、共通言語とすることで、NPOと多様な主体とのパートナーシップを形成し、それぞれの目標を達成していけるよう、促していきたいと考えております。

以上5項目につきまして、事務局案として基本計画の改定に盛り込んでいく項目と考えましたので、御審議のほどをよろしく願いいたします。

(石井山会長)

どうもありがとうございます。まずスケジュールについて御提案がございました。5回実施するという御提案でございます。そして今時間をとって御説明していただいた中身は現在県が展開している施策についての自己診断というところでしょうか。弱点であるという部分もデータを基に浮き彫りにしていただいて、次年度の計画へ引き継ぐという、そういうようなお話でした。大変敬意を表したいと思います。前回においては課が非常に多忙である実態から委員会の回数は3回という提案だったのですけれども、私を含め何人かの委員からそれでは計画の見直しは厳しいということで5回という数にしていただいた。併せて委員が勝手に議論しながら作るということではなくて、県の方々に自分たちの事業についての自己点検をお願いしたわけですけれども、私の記憶の限りですとこれまで促進委員会で同様のことをお願いしながらもこれだけ精緻にこれをされたのは初めてではないかと思ひまして、このような作業を非常に丁寧に進めていただいたことに心から感謝しております。最終的に我々がこの一年で何をしなくてはいけないのかと言いますと、皆様のお手元にもあると思います、これが平成28年3月の段階でまとめられました、宮城県民間非営利活動促進基本計画でございますけれども、これを作り直すわけですね。その前提の作業としてどのような変え方をしていくのかということで提案をまとめ上げられたのが「資料4-②」ということでございます。それ以降のものはそれにかかわる根拠資料ということでございます。今日これからの時間の使い方は時間の関係で理解の追いつかないところもあると思いますので、質疑応答をしていながら「資料4-②」を確認することが中心になるかと思ひます。その上でこの残りの5回をどのように我々が使うかによって、より豊かな計画を導き出すことができるのか、5回の使い方ですよね、それについての議論を御意見を頂くとということにしたいと思ひます。如何でしょうか。どこからでも結構です。皆様から御意見を頂きたいと思ひます。

(高浦委員)

1番のNPOプラザの移転に関するところが気になるのですが、県民会館と複合集約化ということなのですが、県美術館と県民会館の共有部分に配置するといったような記載もありまして、昨今県議会でも県美術館の移転については色々な議論がされているところですが、仮に県美術館が移転しないということになったとしても、県民会館の中にこのNPOプラザが位置づけられるような、つまりNPOプラザの移転に関しては支障がないということを確認したいのですが。

(事務局)

今のところは県民会館との複合化ということでございますので、そこは間違いはないかと思ひます。

(石井山会長)

これは個人的な意見ですけれども、複合化の議論という中に課や促進委員会から意見を申し上げたことはないわけです。ですのでむしろ質的な議論をこちらのほうでしていきながら、必要に応じて基本方針に対して意見を申し上げるということをこの5回の中でもしても良いと思うのですが、これは議長としての立場ではなく一委員としての意見ですが、事務局から見解等がありましたら。

(事務局)

自由に意見をお出しただいて構いません。あとで、最後に言おうと思っていたのですが、実は県庁の他の部局で県有施設の問題を取り上げていて、そちらで別途のスケジュールで動いておまして、令和2年度の夏頃までにはある程度の方向性を固めるような流れになっております。時間がないものですから、みやぎNPOプラザの必要な機能とかそういったところはできれば序盤に御意見を頂かなくては、そちらに意見を言えない状況になってしまうので、できれば今回はそのところを集中的に話し合っただけると、事務局としては県の担当部局の方にどのような機能が必要なのかであるとか、本委員会としての意見を伝えやすいものと考えております。

(石井山会長)

では、視点は1から5まで出しておいていただけますけれども、とにかく今回の計画の中で大事なのは視点1のプラザにどのような機能を残すかということですね。そして今お話がありましたとおり、初回や二回目は集中的にここを議論していくのが良いと思いました。如何でしょうか。その他御意見等は如何でしょうか。

(高浦委員)

NPOプラザの移転に反対する人はいないと思うので、次なのですが、移転後にどのような機能を持たせるかということで、すみません、今度は5番のSDGsとの関連づけということで、私自身も一般社団法人の理事でもあり、SDGsについては大変関心が向くところなのですが、県としても推進本部を立ち上げられて、積極的に推進策を図られているところだと思います。NPOはまさにこのコミュニティにおけるSDGsの最前線に位置づけられるような団体であると考えておまして、色々な分野で活動があって、県の施策推進にも大いに寄与するところであると思うのですが、17のゴールにあります多様な主体とのパートナーシップということからもますます強くなっていくものであると思います。事務局にお伺いしたいのは県の推進本部の動きもあるわけなので、それとこの民間非営利活動促進計画というものをリンクしていけないか、私の希望としては、県のSDGs施策の中に民間非営利の活動プランというものがしっかりと根付いていくと理想かと思っております。その辺は如何でしょうか。何か予算が下りてくるというような可能性もあるか、未だそれは早いという段階なのか。

(事務局)

今現在、県全体の新しいビジョン、総合計画を令和2年度に作らなければいけないということで、震災復興・企画部のそれとリンクしながら、当然他との協働ということも唱っておりますので、そういった視点も入れながらこのNPOの計画も多少影響されながら、今後中身を検討させていただきたいと事務局としては考えております。

(高浦委員)

ありがとうございます。先ほどのNPOプラザのお話ではないのですけれども、石井山先生がおっしゃるように、こちらの委員会から県のビジョンに影響を与えるくらい発言していきたいと思います。

(石井山会長)

そうですね、沢山の親計画があるということで、そこに対する目配せを、大分我々としては勉強しながら進めていかななくてはならないということを改めて確認させていただきました。如何でしょうか。県としてはこの1から5までが重要な柱になるのではないかとということで視点として出させていただいておりますけれども、もしかするとここに第6の視点、第7の視点が生まれてくるかもしれない、そういうタイプのたたき台であるというふうに見ていただきながら、御意見を頂きたいと思っておりますけれども。

(中川委員)

時間がなかいですけれども視点の一つ、一つについて思ったことを。まず、1のプラザの機能の再検討についてなのですが、先ほど指定管理だけではちょっと、というお話をさせていただいたのですが、昨年ですと台風19号が丸森などでありましたけれども、県全体で中間支援として何か、という動きが長野県のようにあったかという、そういうことは無かったということは私自身もそういう反省で、何を私たちは積み上げてきたのだろうということで、プラザのというよりはNPO全体を支える機能、箱ではなくて中間を支える機能というふうに書いていただいたほうが良いのではないかと。今、私が調べているのがチェンジを起こす機能ということで、言われたことをやるのではなくて、この見えにくい複雑な課題が沢山ある中で、これではないかということで課題を見つけるところから、スタートしなくてはならないので、そういうところをサポートする機能というものをプラザのというところとそこで落ちてしまうので、御検討いただければと思っております。

2の市町村との連携については、我々も課題なのですがどう書けば良いのか、県さんから何を書けば良いのか次回以降に聞かせていただければと思っております。

3のNPOへの理解については、制度とかそういうところはずっと課題になるのかと思うのですが、ファンレイザーのようなものを育成するですとか、寄付文化の醸成ということもありましたけれども、一体それがどんな風に来ていてどのようなという現状を掴んだ上で認定ファンレイザーとか準認定ファンレイザーがどれだけ宮城県にいらっしゃるのか全く知らないで、そういう数値を基に、例えば仙台にはいるけれど石巻市には数人しかいないと思うのですが、そういった地域毎のばらけ具合ですとか、調べていただいてどのようにしたら良いのかということをやっただけかと思っております。それと認定NPO法人の費用対効果というものは実は少なすぎるのではないかと感じておまして、私も二つの団体、NPO法人の幹事をしているのですが、諦めるみたいな話だし、私自身公益法人の理事をしておまして、大変すぎて頑張るメリットが、じゃあ頑張ったら出来るかというところではないということで、県がそのところをどうサポートできるのかということはこの促進計画に盛り込めれば素晴らしいなと、ふるさと納税のNPO版などを佐賀県などがやられておりますけれども、そうやって県が震災のお金がどんどんなくなっていく中でこういう風に活性化できるということをここでNPOへの理解・協働と併せて制度を県が用意してあげるといえるのが出来たら良いのではと思っております。

4ですが震災のところですね、私も石巻で一番関わっておりますので、絆力を心の復興に集約しますというお話もちょっと「えっ？」と思うのですが、趣旨が違うということで、これは支援者

が被災者に向けて支援してあげますという形なのですからけれども果たして絆力は繋がりを作っていきますということで、私の理解では県の震災復興計画の中では県民一人一人が復興の主体ということで、立ち上がって行こうという力を作らなければいけないのに、あなたは心のケアをされる人ですよというような事業だけ生き残らせていくのでは、一人一人が立ち上がっていく力が生まれれないのではないかと。非営利活動の本質的な主体的なボランティアイズムに基づく行動が心の復興と言ってしまうと何かこう貰う方が貰う側に押し込められてしまうようなところがあり、それだけが残っていくことについて復興庁さんにももの申したいところはあるのですけれども、宮城県さんとしてはそうではないんだとして復興庁さんにももの申していただきたいところですので、基本計画にもそのところ、県民一人一人が復興の主人公なのだという視点を残していただきたいと思っておりますので議論できるかと思っております。以上です。

(石井山会長)

一つ一つとっても納得力が高いポイントだったと思います。これはこの後に御提案しようと思っていたのですけれども、今中川委員が言ってくださったような御意見をですね、一月二月かけてお仲間とともに考えていただいて、この促進委員会の席上で全員の方々にきちんと披露していただくという、そういう時間を第1回目、第2回目辺りに持ちたいと思っておりました。なのでそれを先取りするような形でお話をいただいたと思って聞いておりました。ありがとうございます。時間が本当に限られておりますが、あとお一人かお二人ほどかと。

(青木委員)

今回資料をいただいた時に条例の方も見させていただいたのですけれども、資料の25ページの基本計画の策定の9条のところに事業の事項として1から7まで記載されているのですけれどもその一つ目のところに中核機能拠点及び地域活動拠点の整備とありまして、中核機能拠点ということでみやぎNPOプラザの位置づけであると理解しておりました。ここにある地域活動拠点というところの部分がこれまでの促進委員会及び計画の検討で、この地域活動拠点たるものの何か議論とかですね、確認がこれまでにあったのかということが一つ、今日でなくて構わないのですけれども、そこを何だろうなということ改めて捉えなおしてみてもどうかということが一つです。というのは今回プラザのほうで各地域の支援センター訪問などをなさっていたり、今回の資料の中にも県内のNPO支援施設の状況には地域差があるという、これは私も同じように認識しておりまして、センター機能的に中核の今のプラザの機能というものと広域の地域との関係ですとか、これから地域がどんどん縮まっていく状況の中で、一方でセンター機能だけでカバーできるものがどういった機能かということは私どもも仙台市内のサポートセンターを担当させていただきながら地域も広いのでその中での本部との関係ですとか、発見機能としていただき、やはりなかなか限られた資源で網羅するのは非常に難しいということを実感しているのですね。その中で、圏域で見たときのエリア的広さを考えた時の、ここでいう地域活動拠点というものも今回の中で少しこのNPO支援施設ということなのか、その辺りの部分でも計画の部分でも、事業展開としてはヒントになるのかなと感じたところです。2番の市町村の連携にもできると思いますし、多様な主体とのパートナーシップと一言で書かれておりますが、それもその多様さというところは地域の課題として見たときにどこにハブ機能があればコーディネーションがしやすいとか、プロデュースの視点だとか、そういったところで圏域の中でのどのようなフォーメーションというのでしょうか、そういったものと計画とが結びつくと、より機能的なものになっていき、課題の解決のスピード感とか、一方では顔が見えるところで発生するというものがあると思

ますので、事業として事業化される前の重なりといった密度のようなところを仕掛けていけるような、これまでのプログラムの発展版もあるかもしれませんし、何かそこを仕掛けていくような、視点というものも御呈示いただいているものの中から、具体的にイメージできると良いと感じたところでした。

(石井山会長)

ありがとうございます。拠点論というものを我々もプラザのようなものを議論してしまうということをしてしまうわけですが、それを超えてきめ細やかさをどのように計画化していくのかという、そういう視点を出していただいたのだと思います。併せて我々は立法府にはおりませんので、条例を変えていく権限はないのですけれども、条例を点検するという視点はとても大事ななということで、ありがとうございます。

(加藤委員)

プロボノのところなのですけれども、プロボノの研修に参加させていただいて、大変勉強になったのですけれども、一つ感想として思ったことはですね、会に参加されている方々がですね、普及啓発でということではある一定の成果があると思うのですけれども、企業から次のアクションですね、啓発は良いのですがその次のアクションが起こせるような人たちがそのプロボノセミナーに参加していたかな、と見たときに何となく違っていたのではないかとということを若干感じました。何か次のアクションを起こせるような、企業の人たちに対して発信するということがもう少し時間的に早く結論が、アクションが、次の何かが起こるという風に繋がっていくのではないかと思います。

(石井山会長)

誰に学んでいただくのが効果的かというところが弱いと感じられたのでしょうか。

(加藤委員)

どういった部署の方がいらっしゃっていたかという時に、何か学んだ後にじゃあ企業として何をやるかというのが多分それなりの方が参加していれば次のアクションに短い時間で結びつくのではと思ったのですけれども、いらしている方たちが次のアクションを起こすための社内でのポジションであったりだとか、発信力であったりだとか、そういったものが何となくあまりないのではないかと、すごく偉そうなのですが、思いました。

(高浦委員)

関連しての情報提供になるのかもしれないのですが、以前はNPO中間支援の団体の中でプロボノコーディネーターの人材を育成していこうという、そういう見通しもあったのですが、なかなか中間支援団体の人材でそういうことが出来る人材を育てるとことはなかなか難しいなということで次の展開が出来ずにいることだと思うのですね。でもその企業の中の方にコーディネーターとしての役割を引き受けていただくということも大いに可能かと思っておりますので、NPOと企業を繋ぐという役割分担をですね、企業人、NPO人関係なく、コーディネート育成講座のようなものを次の展開で持ってこられたら良いのかと思いました。

(石井山会長)

ありがとうございました。私は今のお話、プロボノに限定したことではないなと思って聞いており

ました。つまり非常に少ない予算と非常に少ない地域で県全体をカバーしなければいけないというNPOの事業なわけですけれども、その場合ですね、全員をカバーするのだというような、そういうような見立てではなくて、優先的にどこにかかわることが効果的なのかというような戦略的、したたかな視点で計画を作っていくということも非常に大事なことをですね、今思いました。

(渡邊委員)

今出ていなかったところで、SDGsの視点のところで、14ページの辺りに協働の調査、変化が出ていて、協働を求めているということがこの数値にも出ているのかなということと、このセクターに共通するのはSDGsの視点なのではと思うので、プロボノにもミックスしたコーディネートをしていくことが道を拓いていく突破口にならないかと考えました。そしてプラザの活用、機能性というところに結びつけていくことも効果を狙えるのではと思いました。基本計画を立てていく中で課題は震災だけではなく次の段階にきていると思うので、社会全体が変わってきているということ、立場も含めて広く見るのが、この計画を見直していくときに必要なのではないかと思います。中川委員がおっしゃっていたファンドレイザーですが、ファンドレイザーは今、NPOだけではなくて企業の方、大学の方も増えています。ただ、ファンドレイザーを仕事として生業としている方は少ないのが現状です。先ほどの認定NPO法人に難しさを感じるの、体制をつくり、継続していくことが難しさの一つあり、そのためチャレンジしづらいということがあると思います。

(石井山会長)

皆さんに火がついたあたりで、非常に残念ですが次の議論はこれから皆さんが一年かけて検討していくこととなります。こちらで僭越ながら是非提案させていただきたいことがあります。宮城県民間非営利活動促進基本計画ですね、これは例えば見ていただきまして、1ページめくっていただいたところでですね、右側のページに1章から5章までというように目次がございます。例えばこの目次を見ていただくとお分かりになるように、やるべきことを羅列することが計画ではないのです、その前提としての考え方、例えば先ほど渡邊委員に言っていた、そもそも社会がどのように変わってきているのかとか、そういったことも含めてですね、この中では2章ということになります。こういった計画を作っていくに当たって前は1章毎に皆で検討するというやり方をしたのです。しかし5回しかない我々の時間の中でこういった段取りはなかなか踏むことはできません。ですので事前に委員の皆様には過去の中身が一体どういうものであったかということを検証していただく、ないし今日我々は理解が未だ完全に追いついていない、資料4の事務局で検討していただいた振り返りですよ。この資料を丁寧にもう一回見返していただく、場合によってはそれはソロでやっていただくのではなく、是非お仲間とやっていただく、ということをしていただき、次回、次々回の会議ではそれぞれ御報告していただき、どのような計画としていくのかという御提案をしていただきたいと思います。人数が多いので、これまで委員を経験していただいた方から優先的に半分ずつという形でお一人当たり5分というような形でもっていただければと思いますし、A4用紙1枚程度のレジメを御用意いただくというような形で準備をしていただき、効率的にやりたいと思っています。ですので、委員会その場にやってきてその場でいただいた情報に関して感想を言うのではなく、少し事前に学習をしていただいて、整理したものを提案していただくということを全員に課せるとことを提案させていただきます。

それともう一つでございます、我々がインプットできている情報というものには限りがございます。例えば昨日、絆力の事業については一通りのプレゼンがあったはずだったということですが、

そういったこともなかったということで残念でございました。先ほどファンドレイザーという新しい概念も出てきて、こういったことも勉強しなくてはなりません。ですので、この促進委員会と連動してですね、前か後かになるかは分かりませんが一時間程度の学習会を事務局とともに企画をする。そして可能な方には是非ともそこに御参加していただき、情報を増やすという、そういう形で促進委員会を持たせていただければというように思っています。ですから、かなり従来の委員会とは大分違うことにはなりますが、少ない時間でよりよい計画づくりに繋げていくためには我々も学習すると。情報も更に増やすと。そういうことを課したいということで提案させていただきます。如何でしょうか。おおよそ、頷いていらっしゃる方が多いように思いますので、とりあえずそのような方向性でよろしく願いいたします。相談させていただきたいと思います。

(中川委員)

もし発表するのでしたら私たちはプレゼン形式のほうがやりやすいのですが、先ほど企業もNPOも関係ないという話がありましたけれども多分企業さんでも書類読んでいるのは偉い人がやっているのかもしれないけれども、現場レベルでも多分パワーポイントでグラフとか出してこうでしょ、とやっていると思うので、私が発表するのであればそのほうがやりやすいです。できればこういう委員会も会議室でぐるっと回ってなんだかマイクが遠いんですねとかしゃべったこともあるのですが、普通の企業さんがやられているみたいに自由活発にプレゼンして、横やりも入ったりだとか、そういう形で議論していくほうが、私は行政の会議はどんどん変わってほしいと思っているので、そういうきっかけになれば良いかと思い、提案させていただきたいと思います。

(石井山会長)

そういう意見も踏まえながら第1回、第二回を検討させていただきたいと思います。方向性についてはおおよそ御了承いただいたということでよろしいでしょうか。ということで、時間は大幅に過ぎておりますが、議事(5)に入りたいと思います。

## 議 事 (5)

(石井山会長)

次に、議事(5)「その他」でございますが、委員の皆様から何か情報がございましたら、如何でしょうか。

(事務局)

その他といたしまして、資料をお配りしておりました、「県有施設等の再編に関する基本方針(最終案)」、これについて御説明させていただきたいと思います。

県が所有する公共施設の多くは、高度成長期からバブル期までの間に建築されており、今後それらの更新や改修の時期が一斉に到来し、また、今後、人口減少・少子高齢化が進んでいくことから、将来の県の財政状況は、非常に厳しいものになることが予想されております。このような背景を踏まえ、施設の建替えや改修を行うに当たっては、施設の総量を適正化する意識を持ち、県として全体的な視点に立った上で、施設の集約等の再編も含めて、将来的な方向性を検討する必要があるという認識のもと、県では、震災復興・企画部が中心となり、今年度から、県有施設等の中でも、老朽化が進行し、今後建替えや大規模修繕等の対応が見込まれる具体的な施設を抽出し、集約・複合化を含めた施設の再編等の方向性について、有識者から御意見を聴取するとともに、所管部局を横断した全体的

な検討を行ってきたところです。県有施設等の再編に関する基本方針につきましては、中間案を取りまとめ、昨年12月24日から1月31日までパブリックコメントを実施し、また、有識者の懇話会で意見を聴取しながら、今年2月に最終案を取りまとめたところでございます。配布させていただきました最終案は、2月20日に開催された「県有施設再編等の在り方検討懇話会」の資料でございます。この日の懇話会でいただいた御意見を反映させたものを年度末までに「基本方針」として策定される予定と聞いております。

今回の検討の対象とした施設は10施設でございますが、4ページ以降に施設の概要が記載されておりますが、5ページの③榴ヶ岡分室庁舎も対象となっており、みやぎNPOプラザも含まれております。10施設のそれぞれの再編方針については、9ページ以降に記載がございますが、再編のイメージを取りまとめたものが16ページにございますので、16ページを御覧ください。再編のイメージは、主に3つの分類となっております。仙台医療センター跡地に集約するもの、現在のエスポールみやぎ、宮城県青年会館の敷地に集約するもの、今回集約再編等を行わず、個別に検討を行うもの、となっております。みやぎNPOプラザは、宮城県民会館とともに、仙台市宮城野区の仙台医療センター跡地に集約・複合化する案となっております。中間案では、宮城県美術館もあわせて集約・複合化する案となっておりますけれども、さまざま御意見を踏まえ、美術館については更に検討を進めることに修正されました。

集約・複合化の主な狙いとしましては、各施設とも、類似する機能を有することから、集約・複合化による施設規模の適正化のメリットが大きいということが挙げられます。みやぎNPOプラザについては、県民、企業、学校関係者など幅広い利用者が集まる施設と併設することで、NPO活動の情報発信やNPO、企業等相互の交流促進機能の強化につながり、NPO活動への更なる理解促進とネットワーク形成といった効果が期待されております。また、県民会館や美術館にとっても、文化芸術の分野において様々な活動に意欲的に取り組んでいるNPO等の団体との接点を持ちやすくなり、連携・協働の可能性が広がると考えられております。

さらに、その立地については、両施設とも、県内外からの多くのお客様が訪れる施設であることから、交通利便性、必要面積の確保といった面から、仙台医療センター跡地を整備候補地として選定されたものです。敷地の配置イメージが20ページにございます。また、民間の施設やサービスの導入についても検討を進めることとされており、その配置イメージにつきましては、23ページに例がございます。仙台医療センター跡地の近隣には、今後整備予定の広域防災拠点公園や榴岡公園、宮城球場があるため、それらの施設と合わせ、エリア一帯を様々な目的で多くの県民が集い、楽しんでいただくことを意図されております。なお、移転後の施設や跡地の利活用方策については、今後具体的に検討することとしております。簡単ですが、最終案については以上でございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。このような検討がされているということです。ここに対して我々がNPOを中心に検討している場として何が言えるかということを出していくため、是非この基本方針に関しても、よくよく目を通していただき、参考にいただければと思います。その他で委員の皆様から、全体の中で発言しておきたいというものはありましたらよろしく願いいたします。

大幅に時間をオーバーして申し訳ありませんでしたが、これにて議事が全部終了となりました。進行を事務局にお返しします。

## 閉 会

(司会)

石井山会長ありがとうございました。それでは事務局より最後に二点ほど御連絡がございます。一点目につきましては、来年度、令和2年度の第1回促進委員会を5月下旬に開催させていただきたいと考えております。引き続き、本県のNPO活動の促進のため、御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。それから二点目でございます。先ほど事務局より県有施設の再編等について御説明をさせていただきましたが、今後施設の内部において施設の具体的な検討を進めていくこととなっております。私どもといたしましてもその検討に際して本委員会の委員の皆様のお意見を反映させたいと考えてございます。つきましては年度が改まりまして、4月以降になりますが、委員の皆様にお意見を伺う書面を送付させていただきたいと考えておりますので、NPOプラザの今後の機能ですとか施設整備に向けた御意見についてお示しいただきますと大変幸いに存じます。皆様から頂戴いたしました御意見につきましては、5月に予定しております次回の委員会でお示しをさせていただきます。委員の皆様にお議論をお願いしたいと考えてございます。お忙しい中このようなご負担をおかけして申し訳ございませんが、是非御協力をいただきたいと思います。と存じます。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回民間非営利活動促進委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。